

中期目標・中期計画（素案）

埼 玉 大 学

平成 27 年 6 月 30 日

第3期中期目標・中期計画一覧表（素案）

（法人番号 20）

（大学名）埼玉大学

中期目標	中期計画
<p>（前文）大学の基本的な目標 ○埼玉大学は、総合大学として、時代を超えた大学の機能である知を継承・発展させ、新しい価値を創造することを基本的な使命とする。 第1の基本目標として、埼玉大学は、次代を担う人材を育成する高度な教育を実施するとともに、多様な学術研究を行って新たな知を創造し、これらの成果を積極的に社会に発信して、存在感のある教育研究拠点としてより一層輝く。 第2の基本目標として、埼玉大学は、産学官の連携によって、知の具体的な活用を促進し現代が抱える諸課題の解決を図るとともに、地域社会とのコミュニケーションを積極的に図り、そのニーズに応じた人材を育成して、広域地域の活性化中核拠点としての役割を積極的に担う。 第3の基本目標として、埼玉大学は、海外諸機関との連携を推進して、多様なグローバル人材を育成するとともに、人類が抱える世界的諸課題に学術成果を還元し、国際社会に貢献する。 埼玉大学は、多様なニーズやリソースを持つ首都圏の一角を構成する埼玉県にあって、唯一の国立大学であるという特性を最大限に活かし、これらの基本目標の達成に向けてまい進する。</p>	
<p>◆中期目標の期間及び教育研究組織 1 中期目標の期間 平成28年度 ～ 平成33年度 2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 教育に関する目標</p>	<p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標 （教育の編成及び実施に関する目標）</p>	<p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 （教育の編成及び実施に関する目標を達成するための具体的措置）</p>
<p>【1】 ○文科系・理科系の学術分野を融合した教育プログラムを学士課程4年又は学士課程・修士課程6年一貫教育において実施するとともに、大学院課程を中心とした人材育成の質的強化を図り、幅広い視野と学術の専門基礎、専攻分野の専門性、優れた思考力・行動力等確かな教養を有する人材を社会に送り出す。</p>	<p>【1-1】 ○文理融合教育を実践するため、教養・専門基礎・専門・異分野専門基礎科目、グローバル・地域連携関連科目等の多様な授業科目を4年又は6年の間で年次を追って配置する。 その際に、本学に対するステークホルダー（在学生、卒業生、地域産業界等）のニーズを恒常的に把握するとともに、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーの妥当性を常に検証する。 【1-2】 ○理工系人材の質的強化を図り、新たな価値を創造し社会変革（イノベーション）を起こし得る力を養成するため、理工学研究科では、大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働教育により、実務教育を実施するとともに、社会人の学び直しの場を整</p>

<p>(教育の方法及び成績評価等に関する目標)</p> <p>【2】</p> <p>○全学の教育システム及びマネジメントを見直し、教育の方法及び質を向上させる仕組みを充実させる。</p>	<p>備する。</p> <p>【1-3】</p> <p>○人社系人材育成の質的強化のため、教養学部、経済学部及び人文社会科学研究科では、ダブル・ディグリー制度、アジア文化交流研究等のグローバルな素養を涵養する教育プログラムを通して、社会構造の変化に的確に応え、教育課程と指導体制を充実・強化する。また、社会人の大学院進学に繋がるノンディグリープログラムの拡充など、社会人の学び直しの場を整備する。</p> <p>【1-4】</p> <p>○教員養成の質的強化のため、教育学部及び教育学研究科では、小学校教員養成を重視した実践的なカリキュラムの下に、質の高い小学校教員を養成するとともに、総合大学の特性・専門性を活かし他学部・研究科との連携を強化して、質の高い中学校教員等を養成する。</p> <p>(教育の方法及び成績評価等に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【2-1】</p> <p>○カリキュラム・ポリシーに基づき、アクティブラーニングの普及、学修時間の確保・増加、学修成果の可視化、4学期制(クォーター制)に基づいた学士課程プログラムの整備など、教育の質を向上させる全学的な教学マネジメントシステムを確立する。</p> <p>【2-2】</p> <p>○インターンシップ等の学外学修による課題解決型の学修を積極的に取り入れる。その効果を学生アンケートの自己評価や学修成績の分析により検証し、達成度評価による目標到達度 80%以上の学生が 80%以上となるよう促進する。</p> <p>【2-3】</p> <p>○「学生が何を身に付けたか」を、各授業科目の到達目標に応じた厳格な成績評価のもとカリキュラムマップ及び学生の履修記録により把握し、ディプロマ・ポリシーに合致する学位授与を行う。</p>
<p>(2)教育の実施体制等に関する目標</p> <p>(教育の実施体制と教職員の配置に関する目標)</p> <p>【3】</p> <p>○「(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標」を達成するため、文科系と理科系との組織の枠を越えた連携・協力体制の整備に加えて、全学的な教員間の協働体制及び地域の産学官の連携・協力体制を構築するとともに、適切な教職員の配置を行う。</p>	<p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(教育の実施体制と教職員の配置に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【3-1】</p> <p>○文理融合の教育課程を具現化するため、教養学部・経済学部・人文社会科学研究科及び理学部・工学部・理工学研究科とが連携した教育を実施するなど、全学的な教員間の協働体制を整備する。</p> <p>【3-2】</p> <p>○理学部、工学部及び理工学研究科では、6年一貫教育体制を整備するとともに、大学院課程における大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働教育体制を整備する。</p> <p>【3-3】</p> <p>○教員採用や配置にあたっては、教員の年齢構成を平準化し、女性教員・外国人教員の割合を高めることなどにより、多様な教員構成とする。また、教育学部及び教育学研究科では、実践型教員養成機能への質的転換のため、学校現場での経験者教員を 20%確保する。</p>

<p>(教育環境の整備に関する目標)</p> <p>【4】 ○学修効果のある質の高い教育を実施するため、学生の学修行動様式に照らした教育環境を充実する。</p> <p>(教育の質の改善のためのシステムに関する目標)</p> <p>【5】 ○教育の質の改善のためのシステムを確立するとともに、学生の学修成果を把握・評価する体制を充実する。</p>	<p>(教育環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【4-1】 ○ティーチング・アシスタント(TA)及びチュードント・アシスタント(SA)等による補助体制を充実させるとともに、学生の学修行動様式や自主的学修環境の利用状況を把握し、学生の自主的学修に適した教育環境を充実する。</p> <p>(教育の質の改善のためのシステムに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【5-1】 ○教育課程の体系化、教育方法、教育の質保証等について、計画から実施、点検・評価、改善までの一連のPDCAサイクル機能である教学マネジメントシステムを、教育企画室において構築する。併せて、教員のファカルティ・ディベロップメント(FD)研修、学生や学外者が教育の質保証へ関与する仕組みを充実する。</p>
<p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p>(支援体制に関する目標)</p> <p>【6】 ○今後の社会の形成者として必要な態度・素養と主体性・協働性等の行動性向を身に付けられるように、学生の実態を把握しつつ、体制を整備し適切な支援活動を行う。</p> <p>(経済的支援及び多様な学生の支援に関する目標)</p> <p>【7】 ○経済的困難のある学生、障がいのある学生及び外国人留学生など、特別な援助・支援を要する学生が安心して学業に集中し、充実した学生生活を送ることができるよう、相談に応じ、支援を行う。</p> <p>(就職支援に関する目標)</p> <p>【8】 ○学生が適性に応じた職業を自ら選択できる能力を育成するためのキャリア形成に資する就職支援を行う。</p>	<p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>(支援体制に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【6-1】 ○教育機構、学部・研究科が連携して、全学生を対象に修学や生活に関する意識・ニーズ調査を実施し、実情を把握・分析する。その調査・分析結果及び支援分野別の満足度調査の結果を踏まえて、体制を充実させた学生支援センターにおいて、支援活動を改善させていく。</p> <p>【6-2】 ○学生への学修支援や生活支援等についての教職員の理解と学生指導・支援のスキルを向上させるため、FD及びスタッフ・ディベロップメント(SD)のWeb講習会参加など研修会を充実する。</p> <p>(経済的支援及び多様な学生の支援に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【7-1】 ○学生支援センターは、経済的困難のある学生に対する授業料免除、奨学金給貸与等の制度の検証を行い、適切な支援を行う。</p> <p>【7-2】 ○学生支援センター、国際本部は、学部・研究科と連携して障がいのある学生、外国人留学生等がどのような援助・支援を要するのか把握し、個々の事情に応じたきめ細やかな支援を行う。</p> <p>(就職支援に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【8-1】 ○学生による自己分析等キャリア形成を意識させるため、教育機構は全学共通に対応すべき事項、学部・研究科は個別事情に応じた事項、国際本部は外国人留学生に係る事項について、それぞれ密接な連携の下で、セミナー等支援活動の満足度や就職率等を踏まえた効果的な支援を行う。</p> <p>【8-2】</p>

○埼玉大学産学官連携協議会、さいたま市等と連携して、恒常的に合同企業説明会を実施する。

(4) 入学者選抜に関する目標

(学士課程の入学者選抜に関する目標)

【9】

○学士課程の入試では、アドミッション・ポリシーに基づき、知識偏重の入学者選抜から脱却し、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を適切に評価する多面的・総合的な選抜に転換する。

(大学院課程の入学者選抜に関する目標)

【10】

○大学院課程の入試では、日本人学生・留学生・社会人学生など多様な調和的存在のなかで教育・研究を進めるために、留学生や社会人を積極的に受け入れる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

(学士課程の入学者選抜に関する目標を達成するための具体的措置)

【9-1】

○アドミッション・ポリシーを見直し明確化するとともに、「確かな学力」を育む高等学校教育と本学の教育を適切に接続させるため、明確化したアドミッション・ポリシーに基づき、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を導入する。

【9-2】

○入学者の学修状況等に関する追跡調査を実施し、アドミッション・ポリシーに沿った人材像となっていたか、入試選抜の適切性を検証し、その結果を選抜方法等にフィードバックする。

(大学院課程の入学者選抜に関する目標を達成するための具体的措置)

【10-1】

○大学院課程では、留学生や社会人に魅力ある教育プログラムを整えとともに、英語による面接、在外受験及び多様な社会人に対応した特別選抜など、留学生や社会人が受験しやすい選抜方法を導入・充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

(目指すべき研究水準に関する目標)

【11】

○大学として強みや特色のある研究分野について、全国的な研究拠点として推進し、世界水準の研究分野へダイナミックに展開するとともに、学際領域をはじめとする多様性のある学術研究を推進する。

(研究成果の社会還元に関する目標)

【12】

○強みや特色のある研究成果を積極的に公開するとともに、本学の持つ研究力を結集して首都圏地域における自治体・企業・地域社会が抱える課題の解決やイノベーション創出に資する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(目指すべき研究水準に関する目標を達成するための具体的措置)

【11-1】

○大学院理工学研究科に設置した戦略的研究部門(ライフ・ナノバイオ領域、グリーン・環境領域、感性認知支援領域)において、国際共同研究を進め、高水準の学術論文等その成果を発信し、強みのある先端的研究分野として世界水準の研究を推進する。

【11-2】

○リサーチ・アドミニストレーター(URA)オフィスを中心としたインスティテューショナル・リサーチ(IR)による本学研究活動の状況分析等により、新たな強みや特色のある研究分野を特定し、全国的な研究拠点化を図るとともに、さらには世界水準の研究分野へ推進する。

【11-3】

○研究分野の多様性に配慮しつつ、研究費等の支援により文理融合などの学際領域研究を推進し、新たな強みや特色のある研究分野へ成長させる。

(研究成果の社会還元に関する目標を達成するための具体的措置)

【12-1】

○強みや特色のある研究成果をホームページで公開するとともに、マスメディアを活用し、首都圏地域における自治体・企業・地域社会等に対して積極的に情報を提供することで社会に還元する。

	<p>【12-2】 ○埼玉県・首都圏地域をはじめとした自治体・企業・地域社会のニーズを把握し、本学が持つシーズとのマッチングを図り、その課題解決やイノベーション創出を図るための研究を推進する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等に関する目標 (研究実施体制及び研究者等の配置に関する目標)</p> <p>【13】 ○強みや特色のある研究成果を生むための効果的な研究実施体制の整備を行う。</p> <p>(研究環境の整備に関する目標)</p> <p>【14】 ○大学の研究戦略に即した研究環境整備を行う。</p> <p>【15】 ○強みや特色のある研究分野等において、世界水準の研究を推進するための研究環境を醸成する。</p> <p>(研究の質の向上システムに関する目標)</p> <p>【16】 ○客観的データ等に基づき、研究の質を向上させるシステムを充実する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 (研究実施体制及び研究者等の配置に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【13-1】 ○戦略的研究部門や新たな強み及び特色のある研究分野に対して、重点的に若手研究者や研究支援者等の配置を行う。</p> <p>【13-2】 ○文理融合など学際領域研究を促進するために、人文社会科学研究科及び理工学研究科等の連携による融合研究プロジェクト等を構築する。</p> <p>【13-3】 ○優秀な若手研究者人材確保・育成のためのテニュアトラック制の定着を図り、新規採用者のうちテニュアトラック教員の割合を25%とすることを目指す。</p> <p>(研究環境の整備に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【14-1】 ○施設・設備に関するマスタープランに基づき、より効果的な研究環境整備を推進する。</p> <p>【15-1】 ○学術交流協定締結校をはじめとする海外の大学等研究機関等との国際共同研究、人的交流及び相互啓発活動を推進する。</p> <p>(研究の質の向上システムに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【16-1】 ○各研究科等は、URAオフィスとの連携により、論文の引用数等IRによるデータ指標を活用し、強みや特色のある研究分野等の検証を行い、研究の質を向上させる仕組みを充実する。</p>
<p>3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 (社会との連携及び地域を志向した教育・研究に関する目標)</p> <p>【17】 ○地域社会との連携を一層推進し、本学の教育により養成する多様な人材を、埼玉県をはじめとする首都圏地域社会に輩出する。</p>	<p>3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置 (社会との連携及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【17-1】 ○大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働による実務教育の実施、地域志向科目の創設、県内インターンシップの充実など、地域を志向した教育環境を充実させ、首都圏地域社会にイノベーション人材、グローバル人材等の多様な人材を輩出する。また、大学と教育委員会との連携により、一貫した教員養成・研修による教員の資質向上を</p>

<p>【18】 ○強みや特色のある研究力の強化と、自治体・企業・地域社会との連携による、事業化・起業等を見据えた応用研究・開発力の強化を一層推進し、首都圏地域社会の活性化に資する。</p> <p>(社会貢献に関する目標)</p> <p>【19】 ○埼玉県、さいたま市、及び地域貢献に関する協定締結先機関との連携活動を、学内諸組織との協働や学生の参画をもってより一層強化する。</p>	<p>図る。</p> <p>【17-2】 ○平成28年度の教育学研究科専門職学位課程の設置に伴い、平成33年度末には、修了者の教員就職率を90%とし、また、専門職学位課程の設置と連動させて、教育学部では、県内における小学校教員養成の拠点機能を果たすべく実践的な教育を充実させ、平成33年度末には、小学校教員採用の県内占有率35%を確保する。</p> <p>【18-1】 ○オープンイノベーションセンター及び社会調査研究センターを中心に自治体・企業・地域社会における課題やニーズの把握に積極的に取り組み、これらの多様な社会セクターと連携した研究活動等を推進する。</p> <p>(社会貢献に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【19-1】 ○自治体、産業界との連携による公開講座、セミナー等を積極的に開催するとともに、高校生等の地域住民が大学教育に触れる機会を提供する。</p> <p>【19-2】 ○学生の地域社会への関心の涵養に資するため、自治体等への政策提言や大学と地域企業等との双方向コミットメントによる課題解決型プロジェクト等への参画を通じて、学生による地域社会への貢献を支援する。</p> <p>【19-3】 ○研究成果発信の一環としての各種イベント出展等を学内組織協働の下に推進する。</p>
<p>4 その他の目標</p>	<p>4 その他の目標を達成するための措置</p>
<p>(1)グローバル化に関する目標</p>	<p>(1)グローバル化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>(キャンパスのグローバ化に関する目標)</p> <p>【20】 ○専門分野に応じた有能なグローバル人材を育成するため、研究を通じた普遍的な国際教育プログラムを国際連携により深化させるとともに、戦略的に留学生の受入、派遣人数の飛躍的増加を図るため、地域活性化にも着目したキャンパスのグローバル化を促進する。</p>	<p>(キャンパスのグローバ化に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【20-1】 ○4学期制(クォーター制)の導入による留学しやすい環境・条件の整備とともに、外国人教員の教員数比率を約10%まで増加、英語による授業の拡大、留学生と日本人学生が共に履修するアクティブ・ラーニング授業科目の開設、アカデミック・アドバイジング、カリキュラムの国際通用性向上等を通じ、留学生支援体制の強化・充実を図り、グローバル・キャンパス構築のための学内環境を整え、留学生の受入数が800名程度(学生数比率約9%)となるよう促進する。</p> <p>【20-2】 ○短期海外研修プログラム、協定校との交換留学プログラム(国際本部)をはじめ、各学部・研究科で実施する海外派遣プログラムなどの拡充により、海外派遣促進及び研究交流実績の活性化を図り、海外派遣学生数が300名程度(学生数比率約3%)となるよう促進する。</p> <p>【20-3】 ○日本人学生・留学生等の互い同士が調和して、地域交流活動等へ参画できるよう支援するための連携を推進する。</p>

<p>(国境を越えた教育・研究の連携に関する目標)</p> <p>【21】 ○国境を越え海外の優れた高等教育機関等との教育連携や研究者間レベルでの共同研究を飛躍的に促進し、グローバル化が進む社会の特定分野に貢献する人材育成を図る。</p> <p>【22】 ○海外の高等教育機関等向けに特色ある取組みを国際広報する。</p>	<p>(国境を越えた教育・研究の連携に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【21-1】 ○海外の協定校等とのダブルディグリー・プログラムの着実な実施と更なる拡充を図る。また、従前から取り組んできた理工系の世界環流プログラムやLab-to-Labプログラムを基盤とする研究者間交流における特色ある取組みを実施する。</p> <p>【22-1】 ○本学の国際展開を明確にし、優秀な留学生の獲得に資するため、学内の国際プログラムの実体(目的・現状・成果)、留学生受け入れ体制(住環境・教育内容)を具体的に発信するなど、国際広報を充実させる。</p>
<p>(2) 附属学校に関する目標 (教育活動に関する目標)</p> <p>【23】 ○教育学部附属学校の基本的社会的使命(教育の研究と実践・実証、学生の教育実習並びに研究の指導、地方教育への協力と指導)を達成することを重視し、教育学部との緊密で有機的な連携を強化するとともに、関係機関と連携しつつ地域のモデル校としての業務を推進する。</p> <p>(学校運営の改善に関する目標)</p> <p>【24】 ○教育学部との緊密な連携を図りながら、附属学校長のリーダーシップのもとに、運営改善を図る。</p>	<p>(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置 (教育活動に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【23-1】 ○教育実習指導、相互授業担当、研究開発などを教育学部と連携して実施する。</p> <p>【23-2】 ○研修支援、研究成果公開、教育相談、情報発信などを通して地域教育界のモデル校としての役割を果たすとともに、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と連携しながら実践研究等を行う。また、教育学研究科専門職学位課程との積極的な連携協力を図り、地域の教育課題を踏まえた実践研究等を推進し、その成果の地域教育界への還元を図る。</p> <p>(学校運営の改善に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【24-1】 ○学部長を含む学部委員と附属学校関係者で構成する附属学校委員会を通じて、円滑な学校運営を行う。</p>
<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標 (ガバナンス機能の強化に関する目標)</p> <p>【25】 ○社会の期待に応じてステークホルダーによる社会的評価を獲得するため、ガバナンス機能を強化し確立した体制のもと、役教職員が協働して持続的に自ら組織運営を改善・発展させる仕組みを構築し、トップマネジメントによる迅速な意思決定をもって戦略的で機動性のある大学の管理運営を行う。</p> <p>【26】 ○監事監査及び内部監査を強化・充実し、監査結果に基づく運営改善提言を法人運営に反映させる。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 (ガバナンス機能の強化に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【25-1】 ○学長のリーダーシップにより推進する大学マネジメントを支えるため、法人運営組織の役割分担の明確化、IRを管理し総合的な政策立案機能を有する学長室の強化・拡充、副学長・学長補佐機能の強化を行う。</p> <p>【25-2】 ○組織運営、教育研究活動をより一層活性化させるため、経営協議会等様々な学外のステークホルダーの意見を集約し、社会や地域のニーズを反映させる。</p> <p>【26-1】 ○監査体制の強化及びリスクアプローチ監査の実施などにより、監査の有効性・効率性を向上させるとともに、監査結果に基づく運営改善提言を法人運営に反映させる。</p>

<p>(戦略的な学内資源再配分に関する目標)</p> <p>【27】 ○学長がリーダーシップを発揮しながら、学長のビジョンに基づく、学内資源を戦略・重点的に配分し、一層の機能強化を推進するための仕組みを構築する。</p> <p>(人事・給与制度の弾力化に関する目標)</p> <p>【28】 ○優秀な若手教員の増員や教員の流動性向上などにより教育研究の活性化を図るため、適切な業績評価体制に基づく年俸制の積極的な導入及び混合給与(クロスアポイントメント)の導入等を推進する。</p> <p>(男女共同参画の推進に関する目標)</p> <p>【29】 ○男女共同参画の推進に向けた取組み等を推進し、ワークライフバランスに配慮した職場の環境づくりを行う。</p>	<p>(戦略的な学内資源再配分に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【27-1】 ○一層の機能強化を推進するため、IRを活用した財務分析に基づき、学長のリーダーシップのもとで、学内資源を安定的に確保し、学部事務の一元化など、戦略・重点的かつ弾力的に学内資源の再配分等を行う。</p> <p>(人事・給与制度の弾力化に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【28-1】 ○40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用については、若手教員の雇用に関する計画に基づき、若手教員の比率が20%を越えるよう促進する。</p> <p>【28-2】 ○研究力強化及び人材育成強化を一層促進するため、適切な業績評価に基づく年俸制の適用をさらに促進し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員については、年俸制導入等に関する計画に基づき、適用者の比率が10%程度となるよう促進する。</p> <p>【28-3】 ○大学と地域企業等との双方向コミットメントを密にした学内外協働教育研究の実施のため、混合給与(クロスアポイントメント)等による地域企業人の登用など、人事・給与システムの弾力化を促進し、教育研究の活性化を図る。</p> <p>(男女共同参画の推進に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【29-1】 ○男女共同参画等の推進に資するセミナーへの参加の促進や講演会などの取組みを実施するとともに、女性教職員の参画拡大に向けた環境づくりを行う。</p> <p>【29-2】 ○女性教員の採用比率を人文社会系部局においては40%、自然科学系部局においては20%以上に、また、女性事務職員の新規採用比率を50%とする。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 (教育研究組織の見直しに関する目標)</p> <p>【30】 ○人材育成の量的・質的強化を図るため、大学院課程を中心とした教育組織の見直しを行う。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 (教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【30-1】 ○理学部、工学部及び理工学研究科では、理工系人材の量的・質的強化のため、学士課程における学科の大括り化を図るとともに、博士前期課程では100名増の学生定員の見直しを行う。</p> <p>【30-2】 ○教育学部及び教育学研究科では、教員養成の質的強化のため、平成28年度の専門職学位課程の設置に伴い、既存の修士課程を段階的に縮小するとともに、学士課程では50名減の学生定員の見直しを行う。</p> <p>【30-3】 ○人文社会科学研究科では、グローバルリーダーの育成機能、社会人の学び直し機能等の検証を行い、さらなる強化策を立案する。</p>

<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標 (事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標)</p> <p>【31】 ○不断の業務改善の動機付けの徹底による事務の効率化・合理化を推進し、大学運営上の事務の課題に柔軟に対応できる事務組織を整備する。</p> <p>(人材の育成及び確保に関する目標)</p> <p>【32】 ○効果的な業務運営に向けた人材育成により事務職員の高度化を図り、専門性を有する者等の多様な人材の確保と、そのキャリアパスの確立を図って、役教職協働の実現を推進する。</p>	<p>3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 (事務等の効率化・合理化及び組織見直しに関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【31-1】 ○職員自らが不断の業務改善の取組を基本とすることに加えて、業務監査の提言等に適切に対応するなど、業務執行の最適化を促進する。</p> <p>【31-2】 ○業務改善に基づく事務の課題等に確実に対応するため、学部事務の一元化などにより、適切な事務組織を構築する。</p> <p>(人材の育成及び確保に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【32-1】 ○中長期的な人材育成計画を策定し、人事交流等による経験を通じた幅広い視野の育成と大学院等での学びによる専門性の向上に資する組織的なSD研修を実施する。</p> <p>【32-2】 ○役教職協働を実現・強化するため、URAなど専門的知見を有する「高度専門職」を積極的に配置するとともに、「高度専門職」の育成を促進する。</p> <p>【32-3】 ○女性の管理職等への登用を推進するとともに、多様な人材のキャリアパスの確立を図る。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 (外部研究資金等の増加に関する目標)</p> <p>【33】 ○大型の外部研究資金獲得や財源の多様化等により自己収入の増加を図る。</p> <p>(寄附金の増加に関する目標)</p> <p>【34】 ○「埼玉大学基金」に対するより一層の理解と支援を得るための戦略的な方策を策定し、寄附金を増加させる取組みを推進する。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 (外部研究資金等の増加に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【33-1】 ○外部資金獲得を促進するため、URAによる支援を推進するとともに、学内施設の貸付等保有資産の有効活用等により増収を図る。</p> <p>【33-2】 ○オープンイノベーションセンターを中心に自治体・企業・地域社会における課題やニーズの把握を積極的に取り組むとともに、本学の持つ研究シーズとのマッチングを図り、共同研究や受託研究等の促進を図る。</p> <p>(寄附金の増加に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【34-1】 ○埼玉大学同窓会との連携体制を学内諸部署との協働の下に整備・強化し、企業の役員等を務める卒業生をはじめとして、卒業生に対する広くきめ細かい広報活動を展開する。</p> <p>【34-2】 ○地域の企業、自治体等、多様なステークホルダーを意識し、本学の目的・計画、教育研究活動や様々な取組などを理解してもらうための情報発信を充実させる。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標 (適切な人件費管理に関する目標)</p> <p>【35】</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 (適切な人件費管理に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【35-1】</p>

<p>○適正な人員配置に努め、適切な人件費管理を行う。</p> <p>(管理的経費の抑制に関する目標)</p> <p>【36】</p> <p>○管理的経費の削減を図り、一般管理費比率等の抑制を行う。</p>	<p>○中期目標期間を通じた人件費シミュレーションに基づき、再雇用者の活用等により、計画的かつ弾力的に人件費管理を行う。</p> <p>(管理的経費の抑制に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【36-1】</p> <p>○財務分析を行うとともに、複数年契約の推進、外部委託業務の内容の見直し、光熱水量の節減などを行うことにより管理的経費を削減し、一般管理費比率等の抑制等を行う。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>(資産の運用管理の改善に関する目標)</p> <p>【37】</p> <p>○教育研究の質の向上や老朽対策の観点から、キャンパスマスタープランの充実や既存施設等の有効活用、計画的な維持管理を含めた施設マネジメントを行う。</p> <p>【38】</p> <p>○保有資産の有効活用を図るとともに、不断の見直し等に努める。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【37-1】</p> <p>○教育研究の質の向上や老朽対策の観点から、キャンパスマスタープラン(中長期修繕計画等を含む。)の改定や、既存施設の有効活用、計画的な維持管理、これらに必要な財源確保を含めた戦略的な施設マネジメントを行う。</p> <p>【38-1】</p> <p>○保有資産の不断の見直し等に努めるとともに、学内施設の貸付等土地・建物等の有効活用を行う。また、保有資金については、国債の保有等による安全性を重視した効果的な運用を行う。</p>
<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>(評価の充実に関する目標)</p> <p>【39】</p> <p>○教育・研究・業務運営等を改善するために、自己点検・評価、外部評価を実施・受審し、その結果を活用する。</p>	<p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>(評価の充実に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【39-1】</p> <p>○自己点検・評価、外部評価を実施・受審し、その結果を公表するとともに、戦略的な意思決定や教育・研究・業務運営等の改善に活用する。</p> <p>【39-2】</p> <p>○IRを活用し、効率的にデータ収集を行うとともに、客観的指標による自己点検・評価を行い、その結果を学長室及び各部局へフィードバックする。</p>
<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>(情報公開や情報発信等の推進に関する目標)</p> <p>【40】</p> <p>○機能強化に取り組む本学の教育研究、社会連携、産学官連携などの活動をホームページ上において、また、マスメディアに向けて積極的に発信し、大学の認知度を高める。</p> <p>【41】</p> <p>○本学の活動状況を、進学希望者の進路選択支援や質の保証及び向上への</p>	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>(情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための具体的措置)</p> <p>【40-1】</p> <p>○本学の多様な教育研究、社会連携、産学官連携などの活動をホームページや広報誌などで積極的に発信するとともに、マスメディアへの情報提供を迅速に行う。</p> <p>【40-2】</p> <p>○ステークホルダーとの積極的な対話によりニーズを的確に把握するとともに、適切な広報媒体、発信手法及び内容により、ニーズに応じたきめ細かい情報発信を適時に展開する。</p> <p>【41-1】</p> <p>○本学の教育研究運営等の活動状況に係わるデータを、わかりやすく整理し、大学ポート</p>

取組の加速等に資するべく、広く情報公開する。	レポートの活用などにより、広く積極的に発信して情報公開する。
V その他業務運営に関する重要目標	V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
1 施設設備の整備・活用等に関する目標 (施設設備の整備・活用等に関する目標)	1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 (施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための具体的措置)
【42】 ○大学の教育研究等の目標や組織戦略等を踏まえ、教育研究の質の向上や老朽化対策等の推進に向けて、教育研究環境の整備を推進するとともに、施設及び設備の有効活用を促進する。	【42-1】 ○大学の教育研究等の目標や組織戦略等を踏まえ、施設・設備に関するマスタープランの改定等を行う。また、教育研究の質の向上や老朽化対策等の推進に向けて、施設・設備に関するマスタープランに基づき、計画的に施設・設備を整備するとともに、大学等間の連携使用を推進する。
2 安全管理に関する目標 (安全管理に関する目標)	2 安全管理に関する目標を達成するための措置 (安全管理に関する目標を達成するための具体的措置)
【43】 ○学生・教職員が安心して教育・研究等を実施できるよう、学内の安全管理体制を充実する。	【43-1】 ○安全管理体制の再点検を行うとともに、定期的に学内教育研究施設等の安全点検を実施する。また、役教職員の意識向上を通じた安全文化の醸成に向けた研修等を実施する。 【43-2】 ○放射性物質、毒物及び劇物を管理するためのシステムの運用を適切に行い、事故等を未然に防止する。
3 法令遵守に関する目標 (研究不正の防止等に関する目標)	3 法令遵守に関する目標を達成するための措置 (研究不正の防止等に関する目標を達成するための具体的措置)
【44】 ○研究不正等を未然に防止するためのコンプライアンス体制を強化し、適正な法人運営を行う。	【44-1】 ○研究費の不正使用を事前に防止するため、不正を発生させる要因の把握や不正防止に関する取組の点検・見直しを行うとともに、教職員等の意識向上のための教育を実施するなど、コンプライアンス体制を強化する。 【44-2】 ○研究における不正行為を未然に防止するため、研究倫理規範の修得など、教職員等に対する研究倫理教育等を実施する。
(個人情報管理及び情報セキュリティに関する目標)	(個人情報管理及び情報セキュリティに関する目標を達成するための具体的措置)
【45】 ○保有する個人情報の適切な管理のための体制を充実させる。	【45-1】 ○保有する個人情報の適切な管理のため、教職員への教育研修の充実、ガイドラインを作成、規則等の改正等の措置を講ずる。
【46】 ○情報セキュリティ対策を充実させる。	【46-1】 ○情報セキュリティポリシーに基づき、情報ネットワーク及びシステムの安全確保に必要な対策を実施する。
(危機管理体制に関する目標)	(危機管理体制に関する目標を達成するための具体的措置)
【47】 ○大学の運営に重大な影響を及ぼさないように、災害等に対する危機管理体	【47-1】 ○危機発生時における対応の迅速化、学内組織の連携の強化など危機管理体制の充実・

制を充実・強化する。

強化を行う。

中期目標		中期計画	
別表(学部、研究科)		別表(収容定員)	
学部	教養学部	教養学部	700 人
	経済学部	経済学部	1,200 人
	教育学部	教育学部	1,730 人
	理学部	理学部	840 人
	工学部	工学部	1,760 人
研究科	人文社会科学研究科	人文社会科学研究科	208 人
	文化科学研究科 (H27募集停止)	うち博士前期課程	160 人
	経済科学研究科 (H27募集停止)	博士後期課程	48 人
	教育学研究科	文化科学研究科	0 人
	理工学研究科	うち博士後期課程	0 人
		経済科学研究科	0 人
		うち博士後期課程	0 人
		教育学研究科	124 人
		うち修士課程	84 人
		専門職学位課程	40 人
		理工学研究科	884 人
		うち博士前期課程	716 人
		博士後期課程	168 人